

芦屋中央病院清掃業務委託仕様書

この仕様書は、業務の大要を示すものであり、この仕様書に記載されていない軽微な作業であっても、現場の状況に応じ、建物の管理保全及び美観上必要と認めたときは、病院の指示により、受託金額の範囲内で実施するものとする。

1. 清掃場所

福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿 2 8 3 番地 7

地方独立行政法人芦屋中央病院（地上 1 階～地上 5 階）及び付属施設

2. 清掃業者の資格

医療法等関係法規に規定する基準に適合していること。

3. 業務期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

ただし、双方異議のない場合は、同一条件で最大 2 年間まで契約期間を延長することができるものとする。

4. 業務時間

7 時 0 0 分から 1 6 時 0 0 分まで

5. 業務体制

・業務の実施にあたっては、円滑・適正に処理できる人員（原則として 6 名以上）を配置し、配置人員のうち 1 名は現場責任者を置き、常時病院側と連絡等が取れる体制とする。

・現場責任者は、業務の遂行にあたっては、病院業務に支障をきたさないよう細心の注意を払うこと。

6. 清掃箇所

別紙区域別作業一覧表及び平面図のとおり

7. 作業指針

(1) 概念

1) 院内感染防止を主眼とした清掃業務（使用薬剤・資機材・運用方法）を行う。

2) 人通りが激しく、床面素材を傷めやすい外来・病棟通路においては、当院が導入する自動床洗浄機を使用し、日常清掃の効率アップと美観・衛生環境の維持に努める。

(2) 使用薬剤・資機材について

1) 清掃機器は、機能的、衛生性に加え静音性に配慮したものを使用する。

2) 清掃業務に使用する洗剤・除菌剤等は、EPA 登録されたケミカル製品を使用し、環境に適したものを使用する。

3) 清掃用具（マイクロダストクロス、タオル等）は使用場所で別洗いし、0.1%次亜塩素酸ナトリウム液に 3 0 分間浸漬後乾燥させる。

4) 清掃用カートは作業に必要な台数を用意するとともに移動時の安全についても注意する。

5) 清掃用機材についても、機器同様機能的、衛生性の高いものを使用する。

(3) 使用機材は、微生物汚染を受けにくい不織布や、洗浄消毒しやすい素材を選定し、床材に最適なものを使用する。

(4) モップ、タオル類は、感染防止上、各機能別に区別するものとし、一般病室で使用するモップは、オフロケーション方式とする。

(5) モップ、タオル類は、使用后必ず洗濯機を使用して漂白洗浄し、完全に乾燥させたいうで使用する。

(6) 使用する薬剤・洗剤は、事前に本病院の承認を得る。

(7) 使用薬剤・洗剤についてはすべて MSDS（薬剤安全データシート）をメーカーから取寄せ、文書保管する

8. 他業務との連携について

(1) 廃棄物の回収について（一般廃棄物、医療系廃棄物）

廃棄物の回収については、院内各部署所定の収集箇所から屋外ゴミ庫までの運搬を行う。収集箇所までの運搬については、一般廃棄物は清掃員にて行い、医療系廃棄物は当院の医療スタッフにて行う。

(2) 排気口清掃について

排気口清掃については、空調設備の清掃は設備維持管理スタッフの職務とするが、換気口及び通気口は清掃員にて行う。

(3) その他、緊急性を要する清掃について

業務時間内に突発的に汚染が発生した場合等、緊急性を要する清掃について、病院から要請のあった場合は、その都度清掃する。

9. 作業内容

(1) 日常清掃作業

日常清掃作業は、日常的（毎日、週間）に掃く拭く作業を中心に、下記に準じて作業を実施する。

- 1) 外来・病棟通路・待合等外来エリアや病棟の廊下は、人通りが激しく床面の消耗が激しい部分であり、この部分については、ドライシステムを導入し、日常清掃でマイクロクロス・高機能モップ等で清拭し、必要時に自動床洗浄機による表面洗浄で光沢復元・床面の補修を行い、効率化と美観の維持に努める。
- 2) 感染症病室等汚染エリアの作業については、入退出時に必要に応じた適切な措置を取るとともに、清掃用具の専用化を遵守する。
- 3) 日常清掃エリアのゾーニング別清掃方法については下記作業内容の通りとする。
作業頻度等については、清掃実施後に汚染される場合があるため、定めた回数にかかわらず、汚染が認められれば、担当部署からの要請に応じて必要な対応を行い、常に清潔を維持する。また、清掃箇所については別紙区域別作業一覧表及び平面図のとおりとする。清掃不要箇所は原則として清掃を行わないが、一部の区域について必要性がある場合は病院側と協議し、臨時対応するものとする。

① 自動床洗浄機管理エリア

（待合・E Vホール・一般（病棟）通路等）

- ・自動床洗浄機本体は当院にて用意する。
- ・基本的に床材がリノリウム、単層フロアシート区域での使用とする。
- ・自動床洗浄機の使用は必要時とし、日常的な清掃は基本的に②と同様とする。
- ・衛生的手洗いをする。
- ・保護手袋を必要に応じて着用する。
- ・院内各部署所定の収集箇所からゴミを回収する。
- ・マイクロダストクロス等で床面の除塵を行う。
- ・感染対策洗剤を入れた自動床洗浄機で床面の拭き作業を行う。
- ・低所壁面についても汚染があればタオル等で取り除く。
- ・手摺りは、除菌洗浄剤又は次亜塩素酸水等を含んだ殺菌水で清拭する。

② マイクロダストクロス・高機能モップ等清拭管理エリア

（各部屋、病室等）

- ・衛生的手洗いをを行う。
- ・保護手袋を必要に応じて着用する。
- ・清掃用具と消耗補充品を用意する。
- ・室内にいる患者等に清掃作業のために入室する旨を丁寧に伝えて了解を頂く。不在の場合は、原則清掃を実施しないものとする。ただし、必要に応じて、看護師による事前の承諾を得たうえで、当該清掃業務を実施することができる。
- ・天井の隅等高所の埃は定期的に除去する。
- ・換気口及び通気口の埃は定期的に除去する。
- ・ゴミ箱からゴミを回収する。容器の汚れは、除菌洗浄剤で除去する。
- ・床面は、マイクロダストクロス等で部屋の奥から除塵する。
- ・感染対策洗剤に浸したモップで、部屋の奥から拭き上げる。
- ・低所壁面についても、汚染があればタオル等で取り除く。

- ・室内にトイレ、シャワー、シンク等が設置してある部屋は、③の作業を行う。
- ・除菌洗剤又は次亜塩素酸水等を含んだ殺菌水で、スイッチ、ドアノブ、手摺り、窓枠等を定期的に清拭する。
- ・作業終了後の点検を行う。
- ・室内にいる患者等に清掃が終了した旨を丁寧に伝え退室する。
- ・感染症病室は、必要に応じてガウンテクニックを行う。作業終了後は、作業で着用したものを前室で着替えて処分する。
- ・エレベーターについては、低所壁面、手摺り、ドアを除菌洗剤又は次亜塩素酸水等を含んだ殺菌水で清拭し、床面は感染対策洗剤に浸したモップで拭きあげる。

③ 特殊管理エリア

(トイレ・浴室・シャワールーム・汚物処理室等)

- ・衛生的手洗いをを行う。
- ・専用保護手袋を着用する。
- ・清掃用具と消耗補充品を用意する。
- ・最初にトイレ・浴室・シャワールーム等が未使用（使用中でない）であることを確認し、清掃する。
- ・ゴミ箱および汚物入れからゴミを回収し、新しいゴミ袋を取りつける。容器の汚れは、定期的に除菌洗剤で除去する。
- ・天井の隅等の高所の埃は定期的に除去する。
- ・換気口及び通気口の埃は定期的に除去する。
- ・マイクロダストクロス等で床面の埃を除去する。
- ・トイレ清掃は、除菌洗剤を便器の内側と外側にスプレーし、ブラシまたはパッドで洗浄し、専用タオルで清拭する。
- ・浴室・シャワールーム等は、除菌洗剤を使用し、浴槽、シャワー、シンク、洗面台、パイプ等を洗浄、清拭する。鏡とステンレス部分は、ガラスクリーナー等で磨く。
- ・床面を感染対策洗剤に浸したモップで拭き上げる。
- ・低所壁面についても汚染があれば取り除く。
- ・消耗品（トイレットペーパー等）を点検、補充する。
- ・室内を点検（臭い、汚れ、埃等）する。

④ カーペット等管理エリア

- ・衛生的手洗いをを行う。
- ・保護手袋を必要に応じて着用する。
- ・清掃用具と消耗補充品を用意する。
- ・天井の隅等高所の埃は定期的に除去する。
- ・換気口及び通気口の埃は定期的に除去する。
- ・ゴミ箱からゴミを回収する。容器の汚れは、除菌洗剤で除去する。
- ・床面は、掃除機を用いて塵埃を取り除く。
- ・噴霧器を使ってカーペット専用シミ取り剤でシミ等の汚れを除去する。
- ・低所壁面についても、汚染があればタオル等で取り除く。
- ・室内にトイレ、シャワー、シンク等が設置してある部屋は、③の作業を行う。
- ・除菌洗剤又は次亜塩素酸水等を含んだ殺菌水で、スイッチ、ドアノブ、手摺り、窓枠等を定期的に清拭する。
- ・作業終了後の点検を行う。

⑤ その他のエリア（外周・駐車場等）

- ・敷地内（病院本館外周、来客用駐車場、植栽、通路等）の塵埃を拾い掃きし、取り除く。

(2) 定期清掃作業

定期清掃作業は、月間計画に基づき実施する。汚染が顕著な箇所等があれば、適宜回数を追加するなど、日常清掃作業と組み合わせて清潔な環境衛生を維持しなければならない。

- 1) 定期清掃は、実施月の前月末日までに清掃計画を立案し、病院側の了解を得てスケジュールに基づき実施する。ただし、担当フロアの看護師長の了解を得て実施する各部屋の定期清掃はこの限りでない。留意事項は日常清掃に準拠するが、特に清掃範囲の告知・表示・養生等には細心の注意を払うものとする。

- 2) 清掃時間帯は、患者や診療行為に支障のない時間帯を原則とし、月間計画に基づき実施する。計画の策定にあたっては、関係部署と事前の打ち合わせをする。
- 3) 作業中は、現場作業員の他に安全管理に必要な人員を配置し、実施場所を標識等で明示し、作業員以外の者が立ち入らないよう注意し、安全管理に努める。但し、緊急の医療行為を最優先とし、立ち入る人の安全を確保する。
 - ① バルコニーの清掃
 - ・ほうきで塵、埃を除去し、必要であれば散水する。
 - ・手すり、窓枠の汚れを雑巾等で除去する。
 - ・清掃回数は年2回とする。
 - ② 壁、天井等高所ほこり払い清掃
清掃回数は状況によりスポット清掃とする。
 - ③ 照明器具（ペンダントライト）、換気口の清掃
清掃回数は状況によりスポット清掃とする。

1 0. 手指衛生について

- ・清掃箇所毎に手指衛生剤を用いて手指消毒を行うこと。
- ・手袋を脱いだ後には必ず手指消毒を行うこと。
- ・清掃終了時は必ず手洗いと手指消毒を行うこと。

1 1. 廃棄物の分別および院内回収

- 1) 事業系一般廃棄物は、可燃ゴミ・不燃ゴミとリサイクルゴミ（紙、布、ビン、缶、金属、ペットボトル、生ゴミを含む）に分別を行う。
- 2) 廃棄ゴミ庫に搬入後は、容器の種類ごとに整理をして積み、基本的にドアを閉めておく。廃棄ゴミ庫の清掃は常に行い、清潔に保つ。

1 2. 業務管理

(1) 組織

清掃業務の運営については、受託責任者の資格（医療法施行規則第9条の15第1号に規定する「相当の知識及び経験を有する者」をいう。）を有する清掃責任者（現場責任者）を常駐させる。

(2) バックアップ体制

1) 欠員の補充等

欠員の補充等、業務遂行に関して、休暇等による予測可能な場合の清掃スタッフの欠員に対しては、予備スタッフから欠員に対して補充を行うことにより、各自の担当清掃エリアの変動を最小限にとどめ、通常時と変わらない作業をする。

(3) 業務計画策定

① 施計画

- ・日常清掃業務の実施計画は、日単位、週単位で行う業務の頻度を記載し、エリアごと・清掃方法ごとに区分して作成する。
- ・定期清掃業務の実施計画は、月単位で行う業務の頻度を記載し、エリアごと・清掃方法ごとに区分して作成する。

② その他

- ・その他病院の清潔保持に関して必要と認められる事項については、その都度病院側と協議のうえ実施する。
- ・受託者は、従業員住所、氏名、年齢、性別を記載した名簿を提出し、病院の承認を得ること。変更の場合も同様とする。
- ・受託者は、清掃作業状況を記載した作業日報を作成し、委託者に報告すること。

(4) その他清掃に関する留意事項

- ・清掃責任者（現場責任者）は常に病院側の「感染防止対策マニュアル」を念頭に置き、日常業務に配慮する。
- ・消毒薬・除菌洗浄剤等の使用に際しては、病院側の許可を得るものとする。
- ・清掃資器材はエリアごとのみで使用し、他に持ち出さないようにする。
- ・各エリアの清掃スタッフは入退室にあたり、その定められた方法を遵守する。

- ・清掃スタッフは服装等の清潔を維持するほか、言語行動等に十分注意するとともに、本病院が公益性の高い施設であることを十分理解し、来院者様及び職員様等に不快感を与えることのないよう注意すること。
- ・病棟、診察室、事務室等で常時人のいるような部屋、または勤務時間中にやむを得ず清掃を実施する場合は、病院関係者と十分協議のうえ、実施すること。
- ・日常清掃の中でも特に廊下、階段、ホール、エレベーター、洗面所、便所等の汚れやすい場所は適宜巡回し、美観に配慮すること。
- ・机上清拭等は書類等を現状のままとし、保管物に触れないよう実施すること。
- ・業務実施場所において、什器、備品等で簡単に移動可能なものは移動させ、業務完了後速やかに所定の位置に戻すこと。
- ・業務中の安全には十分注意し、特に窓清掃等、高所作業にあたっては危険を伴うので、関係法令を遵守し、安全第一とすること。
- ・当直室のシーツ、包衣、まくらカバーは原則として毎日交換すること。
- ・業務の実施に際しては、医療法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法等関連法規を遵守し、履行すること。
- ・従業員の技術と資質の向上を図るため、十分な教育指導を実施すること。
- ・従業員は、火災発生時には、病院が定めた自衛消防隊に属すること。
- ・業務中は、盗難、火災、事故等に十分留意し、終了後は窓、扉の施錠、火気、水栓等を確認し、不要の灯は消すこと。
- ・受託者は、業務の実施に関して、万一事故が発生した場合は、その顛末を速やかに委託者に報告すること。
- ・受託者は、従業員が勤務中、故意または重大な過失により施設、設備、備品等に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。また、業務中の従事者の事故及び第三者の与えた損害についても、受託者の責任において解決するものとする。
- ・血液などの汚染時は、感染扱いとし、0.1%次亜塩素酸ナトリウム液をしみこませたペーパーや使い捨て布でふき取ること。
- ・洗面所、トイレ清掃時に使用する手袋は専用とする。
- ・ワクチン接種について
インフルエンザワクチンは、毎年接種が望ましい。
- ・発熱、嘔吐、下痢などの感染症状がある場合は業務させてはならない。又、就業時期については医師の指示に従うこと。
- ・清掃従業員として予め院内感染対策の基本事項（スタンダードプリコーション、感染経路別予防策、防護策の使い方など）について指導を受けていること。
- ・その他、この仕様に定めていない事項については、病院側と協議の上定める。

13. 経費負担

- ・業務遂行上必要な諸室、資材庫、光熱水費、自動床洗浄機、補充用品（トイレトペーパー、ペーパータオル等）及び使用材料（ビニール類、塩素系漂白剤、使い捨て手袋、指定ゴミ袋等）は、原則的に委託者の負担とし、清潔・準清潔区域用の一部を除き、使用材料（清掃用洗剤、除菌剤等）及び清掃用具類（ポリッシャー、掃除機、高機能ダスタークロス、高機能モップ、清掃用カート等）については受託者の負担とする。